

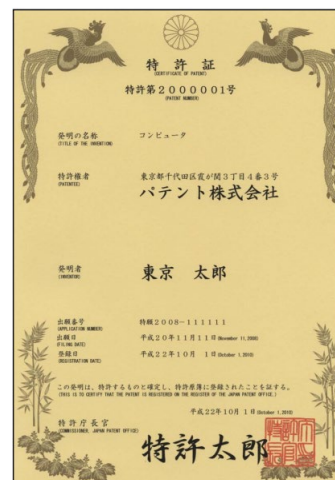
知的財産の権利期間（発生と消滅）

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

知的財産（特許・実用新案・意匠・商標等）は一度登録になると所定の権利期間中は無条件に有効、さらに、権利期間は無くいつまでも有効と思込んでいる場合があります。対して特許等は独占権を一定期間以内付与すると共に、技術を公開することによって、幅広く基礎的な技術を向上させ、産業の発達に繋がることを制度の目的としています。権利が消滅していながらその技術の活用を抑制してしまうことはむしろ弊害になる恐れがあります。

そこで、本稿では、特許技術等の使用促進に貢献すべく、権利の消滅時期や権利状況の確認方法をお知らせします。



2. 権利の発生と権利期間

(1) 権利の発生

権利は原則として登録日から発生します。但し、特許については出願から1年6カ月後の出願公開により弱い権利ではありますが、補償金請求権（仮保護の権利）が発生します。

(2) 権利期間と維持方法（【図1】参照）

権利維持が可能な期間と維持方法を示します。特許・実用新案登録・意匠登録・育成者権（種苗法）は、（権利期間内でも）登録料を納付しなかった時点で終了してしまうことに注意が必要です。

【図1】 知的財産と権利維持

種類	権利期間（最長）	維持方法	備考
特許	出願から20年	毎年登録料	
実用新案登録	出願から10年	毎年登録料	
意匠登録	出願から25年	毎年登録料	2020.3以前は登録から10年
商標登録	登録から10年	10年毎登録料	更新可能（永続）
著作権	死後・公表から70年	（手続不要）	
育成者権	登録から25年	毎年登録料	
地理的表示(GI)	取り消さない限り存続	（手続不要）	取締りは国が実施

(3) 第三者からの申請による権利消滅（【図2】参照）

前項以外に、第三者からの申請によって、特許庁が登録を無効又は取消しが妥当と判断した場合には、権利期間中であっても権利が消滅することがあります。

【図2】 第三者からの申請による権利消滅

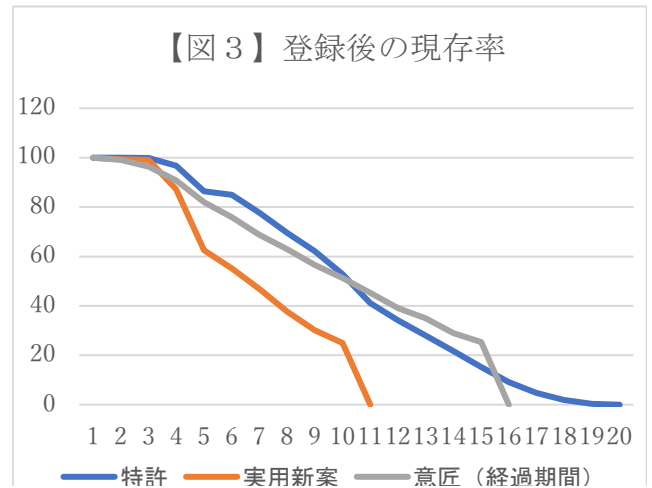
	特許	実用新案	意匠	商標
無効審判	○	○	○	○
異議申立て	○			○

3. 登録後の権利維持・消滅状況

(1) 特許・実用新案登録・意匠登録（【図3】参照）

登録された権利であっても、維持費を納めなかった場合や、第三者からの申し立てを特許庁で認めた場合には権利が消滅することを前項に記載しました。

そこで、それぞれの実際の消滅（存続）状況を図3に示します（特許庁行政年次報告書のデータより）。登録後、特許は10年、実用新案登録は6年、意匠登録は10年でそれぞれ半減しています。即ち、半数の権利は、権利期間の約半分で誰もが自由に実施できる状態になっています。



(2) 商標権は更新可能（永久権）

商標権は少なくとも10年間（分割納付は5年間毎）継続し、さらに更新が可能ですので永続的に維持可能な権利です。そこで、公的機関では地域資源に根ざす名称等について、観光や産業振興の資源（財産）として長期間維持している場合が多く見られます。例として、長野県内の自治体による「～の里」「～のさと」「～郷」の語句を含む商標の保有状況を調べてみました（【図4】、【図5】参照）。

なお、商品・役務の欄の数字は商品を示す区分であり、29～31：食料品（生鮮食品・加工品）、32：飲み物（ビールを含む）、33：酒、35：小売り・販売、41：教育・イベント等 を表わしています。

【図4】継続している地域ブランド商標

商標	商品・役務(類)	市町村
かじかの里	31	安曇野市
気の里	30	伊那市
入野谷気の里	29, 30, 31	
鈴虫の里	29, 30, 31, 32	松川村
信越自然郷	35, 41	飯山市
曼荼羅の里	30	麻績村
てるてる坊主・ 唄のふるさと	41	池田町

【図5】消滅した地域ブランド商標

商標	商品・役務	市町村
あんずの里 ／杏の里	29, 30	千曲市
福寿草の里	30	松本市
御嶽の里	33	木曾町

多くは継続され一部は放棄されていますが、これらは活用状況等による各自治体の個別の判断によります。しかし、放棄された場合には、独占的な使用ができなくなると共に、第三者が新規に出願して登録を行った場合には、その自治体・民間企業共に使用ができなくなる危険性がありますので、放棄の判断は細心の注意が必要です。

(3) 商標権は復活する

特許・意匠は新規性・進歩性が要件ですので、同じ内容が復活（再登録）されるこ

とはなく、自由に使用できる技術になります。(実用新案の登録には新規性・進歩性が要求されませんが、第三者に権利を主張する場合には、特許庁に技術評価を申請し、高評価を得ることが要件とされています。)

しかし、商標の場合は権利が消滅しても再出願によって復活(再登録)することがありますので、消滅した商標と同一又は類似の商標を使用する場合であっても、できるだけ商標登録出願を行うことと、自分より前に再出願が行われていないか、少なくとも自分の出願が公開されるまでは調査を続行することで安全が確認されます。

ちなみに前記の地域ブランド商標においては、全国で29種類(件数ではありません)が消滅しましたが、このうち、「吉四六の里」(白杵市)、「鈴虫の里」(松川村(長野県))、「七つ森の里」(大和町)、「曼荼羅の里」(麻績村(長野県))、「めざみの里」(飯豊町)、「ちぢみの里」(小千谷市)の6種類が復活し、権利化されています。

4. 権利状況の確認方法

特許・実用新案・意匠・商標の権利状況は、INPITが運営する無料で使用できる産業財産権情報検索システム「特許情報プラットフォーム」(略称: J-PlatPat)で確認することができます。それぞれの手続きや判断がされる毎に僅かな時差で入力し公開されています。検索は【図6】の画面を出し、それぞれの対象出願・権利を抽出した後に【図7】等で「経過情報」をクリックすると現状を確認できます。その中の「登録細目記事」や「出願細目記事」の項は、例えば以下のように書かれており、その記載によって状況を把握することができます。

「本権利は抹消されていない 存続期間満了日(2025/03/06)」、「年金不納による抹消 存続期間満了日(20**/**/**) 本権利消滅日(20**/**/**) 移記されている」、「査定種別(拒絶査定) 査定発送日(20**/**/**)」、「最終処分(未審査請求によるみなし取下) 最終処分日(20**/**/**)」

なお、検索方法詳細や内容に関する疑問点は、長野県知財総合支援窓口にご相談するか、INPITのJ-PlatPatマニュアル(インターネットでも公開されています)によってご確認ください。

【図6】 J-PlatPat の検索画面



【図7】 経過情報の位置



5. まとめ

知的財産権には、登録制度があるものと無いものがあります。登録制度があるものは内容や時期を具体的に証明できるものが多く、証明が容易かつ確実に強い権利を持っています。そこで、できるだけ登録制度を活用することをお勧めします。

また、商標登録は更新や復活（再登録）が可能ですので、安全のために十分な使用前調査と、登録を行うことをお勧めします。

INPIT 知財総合支援窓口は、このような知的財産の権利を守ると共に、調査方法の支援やアドバイスによってトラブルの事前防止に努めています。そして、地域経済と産業の発展に寄与することを目的とし、活動を行っていますので、皆様のご活用をお願い致します。

(原稿作成 2022年6月)